

令和 6 年度
練馬区地球温暖化対策地域協議会
総会議案および説明資料

日 時 令和 6 年 5 月 15 日（水）
午後 5 時開会

会 場 ココネリ 3 階 研修室 2

目 次

議案第 1 号	令和 5 年度 事業報告書……………	1 頁
議案第 2 号	令和 5 年度 決算報告書……………	9 頁
議案第 3 号	令和 6 年度 事業計画書……………	13 頁
議案第 4 号	令和 6 年度 予算書……………	17 頁
議案第 5 号	練馬区地球温暖化対策地域協議会規約の一部改正について ……………	21 頁
議案第 6 号	任期満了に伴う役員の選出について……………	29 頁
議案第 7 号	任期満了に伴う監査の選出について……………	31 頁

令和 5 年度 事業報告書

1 会議等開催状況

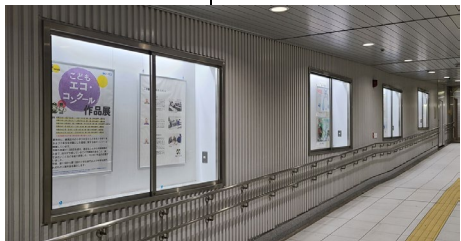
会議名	開催数	開催日
総 会	1 回	5/12
役員会	3 回	4/24、10/25、3/27
部 会	4 回	4/14、7/5、9/1、12/22

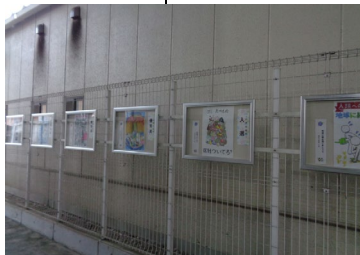
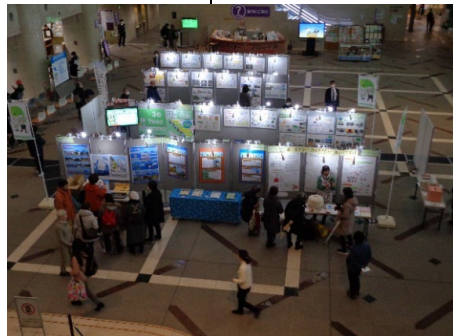
2 事業実施状況

	実施日	事業名	概要等
1	令和 5 年 5 月 29 日 (月)	ねり☆エコ ホームページ 周知用チラシの 配布	・チラシ「ねり☆エコのホームページでたのしく学ぼう！STOP！地球温暖化」 ・配布数：区立・国公私立小学校 35,411 部 区立・国公私立中学校 14,762 部 区立施設（地区区民館、リサイクルセンター）等 4,827 部 合計 55,000 部
2	令和 5 年 5 月 23 日 (火) ～ 8 月 13 日 (日)	第 12 回 こども エコ・コンク ール作品展 in 図書 館	【会場/期間/展示内容】 (1) 光が丘図書館 5/23 (火) ～6/25 (日) 入賞作品 (2) 大泉図書館 5/23 (火) ～6/25 (日) 地域の小・中学生の作品、入賞作品 (3) 南大泉図書館分室 こどもと本のひろば 5/23 (火) ～6/25 (日) 地域の小学生の作品、入賞作品 (4) 貫井図書館 ① 5/23 (火曜) ～6/25 (日曜) 地域の小学生の作品、入賞作品 ② 6/27 (火曜) ～7/23 (日曜) 地域の中学生の作品、入賞作品 (5) 南田中図書館 5/30 (火) ～7/30 (日) 地域の小・中学生の作品、入賞作品 (6) 春日町図書館 7/11 (火) ～8/13 (日) 地域の小・中学生の作品、入賞作品 <配布物> ・第 13 回 こどもエコ・コンクール 作品募集のご案内と応募用紙 250 部 ・ホームページチラシ 800 部 ・ねり☆エコリーフレット 400 部 ・エコライフチェックレポート 220 部 ・なるほど省エネ住宅 350 部 ・こどもエコ・コンクールノート 800 冊 ・啓発グッズ（石灰石を主原料としたファイル）

			600 枚
3	令和 5 年 5 月 31 日 (水) ～ 6 月 7 日 (水) 	環境月間行事	【パネル展示】 日時：5/31（水）午前 10 時～6/7（水）午後 2 時 会場：区役所 1 階アトリウム 内容：地球温暖化による気温・海面水位の上昇などがもたらす影響や家庭でできる省エネのコツなどについて、写真や動画で紹介した。 来場者数：2,800 名 【講演会】 演題：「恐竜から考える私たちの現代と近未来」 日時：6/4（日）午後 2 時～4 時 会場：区役所 1 階アトリウム 地下多目的会議室 講師：国立科学博物館 副館長 真鍋 真 氏 参加者数：64 組 156 名
4	令和 5 年 7 月～11 月	第 13 回 こどもエコ・ コンクール	区内の小学 3 年生から中学 2 年生を対象に、地球環境に関する絵を募集した。また、入賞作品等の展示、ホームページへの結果掲載、最優秀賞作品を加工した啓発グッズの配布を通じて、広く区民に地球温暖化対策を啓発した。 応募期間：7/21(金)～9/8(金) 応募数：2,370 件 (小学生 658 件、中学生 1,712 件) 入賞作品数：小学生各部門 最優秀賞 1、優秀賞 2、入選 5 中学生各部門 最優秀賞 1、優秀賞 2、入選 7 ホームページへの結果掲載：11 月 17 日（金） 参加記念品、啓発グッズ：オリジナルノート
5	令和 5 年 7 月 29 日 (土)  	ねりま環境 まなびフェスタ	練馬区環境部との共催で、主に小・中学生とその保護者を対象に、環境について楽しく学べ、夏休みの自由研究のヒントとなる参加・体験型のイベントを開催した。 会場：ココネリ 3 階 ※フロア貸し切りで実施 参加団体：24 団体 来場者数：1,400 名 来場者アンケート回収数：735 枚 【本部運営】 (1) 本部ブース ① 実施体制 ねり☆エコ会員、事務局、本部運営協力者 ② 内容 会場案内、リーフレット配布、忘れ物・迷子対応、場内アナウンス、温暖化パネルの説明 (2) スタンプラリーの実施 ① 実施体制

		   	各出展者ブーススタッフ、本部運営協力者 ② 台紙回収数：735 枚 (3) 記念撮影スペース ① 実施体制 NP0 法人文化活動支援会まつり ② 出演者 ねりねこ☆多ねりこん vv、ねり丸、ぴいちゃん (各 5 回) (4) こどもエコ・コンクール作品展示 ① 実施体制 本部運営協力者 ② 内容 第 12 回こどもエコ・コンクール入賞作品展示 ＜配布物＞ ・当日リーフレット 1,545 部 ・啓発グッズ（ストーンファイル） 739 枚 ・こどもエコ・コンクールノート 1,045 冊 ・こどもエコ・コンクール応募用紙 43 部 ・ホームページチラシ 785 枚 ・ねり☆エコリーフレット 300 部 ・なるほど省エネ住宅 31 部 【体験型講座】 ねりま環境まなびフェスタと同時開催で、体験型講座を実施した。 <u>演題</u>：「環境にやさしい発電 実験してみよう！燃料電池ってなんだろう？」 <u>時間</u>：午前の部：10 時 30 分から 11 時 30 分 午後の部：13 時 30 分から 14 時 30 分 <u>会場</u>：ココネリ 3 階 研修室 2 <u>講師</u>：東京ガスネットワーク(株) 次世代教育センター インストラクター <u>参加者数</u>： 午前：19 組 47 名（子ども 25 名、大人 22 名） 午後：20 組 52 名（子ども 28 名、大人 24 名）
6	令和 5 年 8 月 15 日(火) ～ 9 月 17 日(日)	第 12 回こども エコ・コンクール 作品展 in 春日町 リサイクルセン ター 	【展示内容】 小・中学生部門の入賞作品 ＜配布物＞ ・第 13 回こどもエコ・コンクール作品募集のご案内と応募用紙 50 部 ・ホームページチラシ 100 部 ・ねり☆エコリーフレット 50 部 ・なるほど省エネ住宅 50 部 ・こどもエコ・コンクールノート 100 冊

7	令和5年 10月15日(日)	練馬まつり出展 	「クイズに答えて めざそう家電省エネマスター」と題して、簡易電力量計を使った家電の消費電力測定を実施し、消費電力の差を実感してもらった。 会場：南町小学校 実施体制：ねり☆エコ会員、NPO 法人文化活動支援会まつり、公社社員、事務局 来場者数：ねり☆エコブース 700 名 クイズ参加者数：506 名 シールアンケート参加者数：486 名 ＜配布物＞ ・啓発グッズ（セルローススポンジ） 581 個
8	令和5年 11月11日(土)	消費生活展 ねりま 2023 	練馬まつりに加え、消費生活展ねりまに初めて出展した。 会場：石神井公園区民交流センター 実施体制：ねり☆エコ会員、NPO 法人文化活動支援会まつり、事務局 内容：練馬まつりと同趣旨の内容を出展 来場者数：ねり☆エコブース 330 名 クイズ参加者数：278 名 シールアンケート参加者数：305 名 ＜配布物＞ ・啓発グッズ（ストーンファイル・リーフレット等） 各 300 枚
9	令和5年 11月27日(月)～ 令和6年 2月29日(木)	こどもエコ・コンクール作品展 in 平和台駅 地下連絡通路 	【期間・内容 ※いずれも入賞作品】 (1) 11/27 (月) ～12/11 (月) 第11回小学生部門 (2) 12/12 (火) ～12/27 (水) 第11回中学生部門 (3) 12/28 (木) ～1/15 (月) 第12回小学生部門 (4) 1/16 (火) ～1/31 (水) 第12回中学生部門 (5) 2/1 (木) ～2/14 (水) 第13回小学生部門 (6) 2/15 (木) ～2/29 (木) 第13回中学生部門
10	令和6年 1月9日(火)～16日(火)	第13回こどもエコ・コンクール100選展 	第13回 こどもエコ・コンクールの入賞作品をはじめ、一次審査で高評価を得た小学生部門・中学生部門の作品を展示した。 会場：練馬区役所1階アトリウム 展示内容：計 217 作品 小学生部門 84 作品 内訳：最優秀賞 1 作品、優秀賞 2 作品、入選 5 作品、一次審査通過作品（一次審査で3点以上の作品） 76 作品

			中学生部門 133 作品 内訳：最優秀賞 1 作品、優秀賞 2 作品、入選 7 作品、一次審査通過作品（一次審査で 3 点以上の作品） 123 作品 <u>観覧者数</u> ：2,500 人 ＜チラシ類配布数＞ ・こどもエコ・コンクールノート(令和 5 年度) 1,200 冊 ・こどもエコ・コンクールノート(令和 4 年度) 997 冊 ・ねり☆エコリーフレット 1,998 部 ・ホームページチラシ 99 部 ・エコライフチェックレポート 49 部
			
11	令和 6 年 2 月～ 	こどもエコ・コンクール作品展 in 石神井公園駅西自転車駐車場	【期間・内容】 ・2/15（木）～4/18（木） 第 13 回小学生部門入賞作品 ・4/18（木）～6/20（木）※ 第 13 回中学生部門入賞作品 ※は次回開催期間（ホームページに掲載）
12	令和 6 年 2 月 22 日(木)～3 月 5 日(火)  	・スタート！エコライフ 2024 ・こどもエコ・コンクール作品展 in スタート！エコライフ 2024	<u>日時</u> 前半：2/22（木）正午～2/28（水）午前 10 時 後半：2/28（水）午後 2 時～3/5（火）午後 3 時 <u>会場</u> ：練馬区役所 1 階アトリウム <u>観覧者数</u> ：4,500 人 <u>アンケート回収数</u> ：328 枚（前半 200 枚、後半 128 枚） (1) スタート！エコライフ 2024 節電・省エネ等、地球温暖化対策を家庭から実践するためのヒントについて、協議会会員団体・協力団体がパネル展示やパンフレットの配布等により紹介した。 <u>出展団体</u> ：20 団体 【ねり☆エコブース出展内容】 <u>前半</u> ：「地球沸騰化の時代！？クイズで学ぼう！温暖化」と題して、「地球温暖化」から「地球沸騰化」とも言われる背景や現状についてクイズ形式で出展。他にも省エネ啓発動画の放映や啓発グッズの配布を行った。 <u>後半</u> ：「二酸化炭素を減らすカギは家庭にあり！」と題して、ねりまのエコ暮らし帳から部屋ごとに省エネのコツをパネルで紹介。引き続

			き、省エネ啓発動画の放映や啓発グッズの配布を行った。 (2) こどもエコ・コンクール作品展 in スタート！エコライフ 2024 前半では「第13回の小学生部門・中学生部門最優秀賞作品」、後半では「第11～13回の小学生部門・中学生部門最優秀賞作品」を展示した。 ＜配布物＞ ・啓発グッズ（リサイクルコルクコースター） 1,000 個 ・啓発グッズ（セルローススポンジ） 417 個 ・啓発グッズ（マスクング・テープ） 210 個 ・啓発グッズ（石灰石を主原料としたファイル） 953 枚 ・ねり☆エコリーフレット 1,419 枚 ・省エネ住宅 冊子 70 冊 ・ホームページチラシ 265 枚 ・こどもエコ・コンクールノート（令和4年度） 127 冊 ・こどもエコ・コンクールノート（令和5年度） 1,060 冊
13	令和6年3月	事業者向け支援策の周知	事業者の地球温暖化対策への取り組みを促進するため、国、都、区などの各種事業者支援策に関する情報サイトの主なものを紹介するチラシを作成した。区内事業者団体の広報媒体へ折り込む形で配布したほか、メールマガジンで発信した。 ＜配布・掲載先＞ ・練馬東法人会 2,400 部 ・東京商工会議所練馬支部が運営するメールマガジンで発信 ・ねり☆エコホームページ「エコビジネスのすすめ」
14	通 年	ホームページによる情報発信「ねり☆エコeラーニング」	令和元年度から、地球温暖化や省エネに関する情報提供の充実と環境学習機会の創設のため、クイズ「ねり☆エコ eラーニング」をねり☆エコホームページ内に開設している。 【令和5年度実績】 ＜3月＞ 「小学5年生から」の2コース「地球温暖化対策編」「ねりまのエコ編」について、設問の再編・更新を行った。

15	通 年	ホームページによる情報発信 「ねりまの エコ暮らし帳」	令和2年度から、居住空間に合わせた省エネのコツや地域のエコな取り組みを紹介する「ねりまのエコ暮らし帳」を開設し、子育て・働き盛り世代が自らアクションを起こすきっかけとなるコンテンツを掲載している。 【令和5年度実績】 <12月> (1)「居住空間に合わせた省エネのコツ」 ・キッチン編：「冷蔵庫は思い切って買替えも◎」 ・リビング編：「テレビは適切な明るさに設定を！」 ・ミニコーナー【あなたの省エネ節約度チェック！】：「家電製品の消費電力量を見える化する『簡易電力量計』」 (2)「地域のエコな取り組みレポート『エコまちねりま』」 ・生ごみを堆肥化して区内での循環を推進！ ・取材先：ねりま・ごみフォーラム <3月> (1)「居住空間に合わせた省エネのコツ」 ・リビング編：「掃除機はフローリングや畳は「弱」でも十分な吸引力」 ・お風呂・洗面所編：「洗濯物はまとめ洗いや自然乾燥がエコでおトクです！」 ・建物編：「快適・健康・安心な省エネ住宅『ZEH』とは？」 ・ミニコーナー【知っておくと便利・おトク情報】：「既存住宅の省エネ化・再エネ導入には！『練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助制度』」 (2)「地域のエコな取り組みレポート『エコまちねりま』」 ・「服のチカラを、社会のチカラに」あらゆる人の生活をより良くする「LifeWear」 ・取材先：ユニクロ 練馬北口店
			
16	通 年	ホームページによる情報発信 「省エネ啓発動画 【たのしく学ぼう 地球温暖化】」	令和2年度から、子どもから大人まで、幅広い世代に地球温暖化対策を楽しく学べる動画や省エネのコツを伝える動画等を配信している。 【令和5年度実績】 <3月> 3分でわかる！省エネ対策動画「冷蔵庫の省エネ対策」「照明器具の省エネ対策」の2本の動画を制作した。
17	通 年	ホームページによる情報発信 「エコ語り」	企業、団体にスポットを当て、エコな活動や取り組みを紹介するコーナーを掲載している。 【令和5年度実績】 <12月> 取材先：ねり☆エコ会長 横倉 尚 氏

18	通 年	ねりねこ☆彡・ ねりこん vv が 行く（着ぐるみ 派遣）	マスコットキャラクター「ねりねこ☆彡」「ねり こん vv」を各種イベント等に派遣し、地球温暖化 対策の PR を行った。 <u>出演回数</u>：5 回 ・6/4（日）環境月間講演会 ・6/11（日）春日町リサイクルセンター環境イベント ・7/29（土）ねりま環境まなびフェスタ ・10/15（日）練馬まつり ・11/11（土）消費生活展
----	-----	--	---

3 後援等による地球温暖化対策への支援活動

ア 後援

① ロハスフェスタ東京 2023

主催者：ロハスフェスタ実行委員会

開催日：令和 5 年 10 月 20 日（金）～10 月 22 日（日）

会 場：光が丘公園 芝生広場

参加者：43,933 名

イ 協力

① 令和 5 年度 エコライフチェック

開催日：令和 5 年 7 月 21 日（金）～8 月 31 日（木）

主催者：練馬区

参加者：18,757 名

② シニアナビねりま※取材

※練馬区が運営するシニアの社会参加を支援するポータルサイト

取材日：令和 6 年 2 月 13 日（火）

取材対応：横倉会長、小口事業部会長、事務局

公開日：令和 6 年 3 月 4 日（月）

令和5年度 決算報告書(案)

収入の部

6,135,000円

No.	内 容	予算額	決算額
1	区補助金等収入	6,135,000円	6,135,000円
	収 入 計	6,135,000円	6,135,000円

支出の部

6,125,454円

	事業内容	予算額	収支内訳		
		決算額	勘定科目	当初予算額	決算額
1	各種環境イベントの 開催・出展	3,136,000円	什器備品費	0円	144,375円
			消耗品費	1,056,000円	685,326円
			賃借料	16,000円	35,100円
		3,119,587円	保険料	21,000円	21,456円
			委託料	2,043,000円	2,233,330円
2	区民向け講演会・講習会	246,000円	消耗品費	88,000円	36,319円
			印刷製本費	48,000円	41,495円
			諸謝金	110,000円	110,000円
		187,814円			
3	青少年向け啓発事業	1,473,000円	消耗品費	198,000円	155,237円
			印刷製本費	922,000円	877,434円
			諸謝金	353,000円	302,800円
		1,335,471円			
4	地球温暖化対策の 調査・区民支援	588,000円	消耗品費	38,000円	33,000円
			委託料	550,000円	534,600円
		567,600円			
5	協議会活動費	692,000円	消耗品費	425,000円	702,182円
			印刷製本費	27,000円	30,940円
			手数料	20,000円	16,090円
		914,982円	費用弁償	220,000円	165,770円
支 出 計				6,135,000円	6,125,454円

差引残額	区返還額	9,546円
------	------	--------

令和5年度事業費の決算を、前記のとおり報告いたします。

令和6年4月12日

練馬区地球温暖化対策地域協議会

会 計 江 村 健 二

会 計 安 部 長 広

令和5年度 監査報告書

前記の決算については、帳簿、通帳その他関係書類の閲覧等の監査
手続きを行った結果、内容が適正である事を確認したので、報告いたします。

令和6年4月12日

練馬区地球温暖化対策地域協議会

監 査 金 子 美穂子

監 査 五十嵐 和 代

練馬区地球温暖化対策地域協議会の会計に関する規程第9条に基づき、
監査の意見を付して報告します。

令和6年5月15日

練馬区地球温暖化対策地域協議会

会 長 横 倉 尚

令和5年度 決算報告書説明資料

1 収入の部

予算額 6,135,000 円 決算額 6,135,000 円 収入率 100%
 (歳入科目：区補助金収入)

2 支出の部

予算額 6,135,000 円 決算額 6,125,454 円 執行率 99.8%
 ※決算額が予算額を上回ったものは、他の事業内容からの流用で対応

(1) 各種環境イベントの開催・出展

予算額 3,136,000 円 決算額 3,119,587 円 執行率 99.5%

ねりま環境まなびフェスタ

予算額 2,630,000 円 決算額 2,485,336 円 執行率 94.5%

スタート！エコライフ 2024

予算額 165,000 円 決算額 342,188 円 執行率 207.4%

練馬まつり

予算額 341,000 円 決算額 292,063 円 執行率 85.6%

(2) 区民向け講演会・講習会

予算額 246,000 円 決算額 187,814 円 執行率 76.3%

環境月間講演会

予算額 110,000 円 決算額 137,625 円 執行率 125.1%

体験型講座

予算額 96,000 円 決算額 36,319 円 執行率 37.8%

事業者向けセミナー・情報発信

予算額 40,000 円 決算額 13,870 円 執行率 34.7%

(3) 青少年向け啓発事業

予算額 1,473,000 円 決算額 1,335,471 円 執行率 90.7%

こどもエコ・コンクール

予算額 1,173,000 円 決算額 1,085,471 円 執行率 92.5%

ねりねこ☆多・ねりこん vv が行く(着ぐるみ派遣)

予算額 300,000 円 決算額 250,000 円 執行率 83.3%

(4) 地球温暖化対策の調査・区民支援

予算額 588,000 円 決算額 567,600 円 執行率 96.5%

調査・支援事業

予算額 588,000 円 決算額 567,600 円 執行率 96.5%

(5) 協議会活動事業

予算額 692,000 円 決算額 914,982 円 執行率 132.2%

消耗品費 事務局内プリンター用消耗品 他

予算額 425,000 円 決算額 702,182 円 執行率 165.2%

印刷製本費 資料等郵送の封筒 他

予算額 27,000 円 決算額 30,940 円 執行率 114.6%

手数料 振込手数料

予算額 20,000 円 決算額 16,090 円 執行率 80.5%

費用弁償 委員活動費用弁償、通信回線使用料 他

予算額 220,000 円 決算額 165,770 円 執行率 75.4%

勘定科目ごとの決算内訳のうち、予算との差異が大きなものの説明

① 決算額が予算額を上回った主な勘定科目

- ア 「1 各種環境イベントの開催・出展」の 委託料 (190,330 円の増)
 - ・「ねりま環境まなびフェスタ」の会場設営委託経費において、会場拡張に伴うパーテーションなどの備品類を追加したことによる増
- イ 「5 協議会活動費」の 消耗品費 (277,182 円の増)
 - ・各種イベントで使用するパネルの印刷やねり☆エコ活動紹介チラシを内部印刷するため、トナーを追加購入したことによる増

② 決算額が予算額を下回った主な勘定科目（執行残額）

- ア 「1 各種環境イベントの開催・出展」の 消耗品費 (執行残額 370,674 円)
 - ・「ねりま環境まなびフェスタ」で、フェイスシールドなどコロナ対策に係る消耗品の購入が少なかったことによる残
 - ・残額のうち、各種イベント時に活用するポータブル蓄電池とソーラーパネルを購入するため、什器備品費に 144,375 円の流用を行ったことによる残
- イ 「5 協議会活動費」の 費用弁償等 (執行残額 54,230 円)
 - ・イベント補助の協力を要請した人数が、予算見積もり時の人数より少なかったことによる残

③ ^{かいぞう}皆増(予算額 0 だった科目で支出)した勘定科目

- ア 「1 各種環境イベントの開催・出展」
什器備品費 (144,375 円)
 - ・消耗品費の残額のうち、各種イベント時に活用するポータブル蓄電池とソーラーパネルを購入するため、什器備品費に 144,375 円の流用を行ったことによる増

3 決算額

収入額計 6,135,000 円 支出額計 6,125,454 円 執行率 99.8%

差引残額 9,546 円 ※役員会で承認後区へ返還し、総会にて報告

令和6年度 事業計画書

1 会議開催予定

会議名	開催数	開催予定月
総会	1回	5月
役員会	3回	4月 10月 3月
部会	4回	4月 6月 9月 12月

2 事業計画

開催日	事業名	概要等
5月	ねり☆エコホームページ 周知用チラシの配布	「ねり☆エコe-ラーニング」「ねりまのエコ暮らし帳」「ねり☆エコ動画」等のホームページコンテンツを周知するため、チラシを小中学校・公共施設等に配布する。
5月～ 3月	こどもエコ・コンクール	【第14回こどもエコ・コンクールの開催】 (1) コンクールの開催（6月～12月） ・区内の小学3年生～中学2年生を対象に、地球温暖化対策に関する絵の作品を募集する。 ・最優秀賞作品の啓発グッズを制作・配布する。 (2) こどもエコ・コンクール100選展 ・日時：令和6年12月23日（月）～令和7年1月14日（火）※予定 ・場所：区役所1階アトリウム 【作品展等】 (1) 石神井公園駅西自転車駐車場展示（4月～6月） ・第13回入賞作品を展示 (2) 図書館展示（5月～8月） ・第13回までの作品を図書館6館で展示 (3) 春日町リサイクルセンター展示（8月～9月） ・第13回入賞作品を展示 (4) 平和台駅地下連絡通路展示（11月～2月） ・第14回までの作品を展示 (5) その他展示 ・各種イベントや講演会会場で、入賞作品等を展示するほか、デジタルサイネージを活用した展示を行う。
6月	環境月間行事	6月の環境月間に合わせてパネル展および講演会を行う。

		(1) パネル展（区主催） ・日時：令和6年5月30日（木）～6月5日（水） ・場所：区役所本庁舎 アトリウム ・内容：区主催で開催するパネル展にねり☆エコブースを出展する。パネル・模型による説明やクイズ、チラシ・記念品の配布等を通じて、来場者に地球温暖化対策の周知・啓発やねり☆エコのPRを行う。 (2) 講演会 地球温暖化に関する講演会を実施する。 ・日時：令和6年6月2日（日）午後2時～4時 ・場所：区役所本庁舎 地下他目的会議室
7月	ねりま環境まなびフェスタ・体験型講座	・日時：令和6年7月27日（土） 午前10時～午後4時 ・場所：区民・産業プラザ Coconeri（ココネリ）3階 ・概要：夏休み期間に、主に小中学生とその保護者を対象として、会員団体・協力団体による参加・体験型のイベントを開催する。
10月 11月	練馬まつり（10月） 消費生活展（11月）	区のイベントに、ねり☆エコブースを出展する。パネル・模型による説明やクイズ、チラシ・記念品の配布等を通じて、来場者に地球温暖化対策の周知・啓発やねり☆エコのPRを行う。
2月	スタート！エコライフ2025	・日時：令和7年2月8日（土）～17日（月） ※予定 ・場所：区役所1階アトリウム ・概要：会員団体・協力団体が、節電・省エネ等、地球温暖化対策を家庭から実践するためのヒントについて、パネル展示やチラシの配布等により紹介する。
通年	ホームページ運営	(1) ホームページ内特設ページの充実 ・「ねり☆エコe-ラーニング」、「ねりまのエコ暮らし帳」、「ねり☆エコ動画」等、各コンテンツを見直し、充実を図る。 (2) ホームページによる情報発信 ・ねり☆エコの事業や地球温暖化対策に関する最新データなどの情報を発信する。 ・誰もが見やすくアクセスしやすいホームページを目指し、全体の構成を整理する。

通年	ねりねこ☆彡・ねりこんvvの各種イベントへの派遣	マスコットキャラクター「ねりねこ☆彡」「ねりこんvv」を各種イベント等に派遣し、地球温暖化対策のPR活動を行う。
通年	地域活動団体との協働	地域で自主的な活動を行っている区民や団体に、ねり☆エコが実施する事業を通じて活動の場を提供するほか、ホームページで活動情報を発信する。
時期未定	事業者への支援	事業者が取り組む地球温暖化対策を促進するため、関係部署と連携し、各種支援・助成制度や導入効果について、ホームページやチラシ、セミナー等により啓発する。

令和6年度 予算書

()内は前年度予算

<収入の部>

6,480,000円

No.	収 入 内 容	予 算 額	予算内訳	
			勘定科目	予算額
1	区補助金収入	6,480,000円 (6,135,000円)	区補助金等収入	6,480,000円
	計	6,480,000円 (6,135,000円)		

<支出の部>

6,480,000円

No.	事 業 内 容	予 算 額	予算内訳	
			勘定科目	予算額
1	各種環境イベントの 開催・出展	3,167,000円 (3,136,000円)	消耗品費	677,000円
			賃借料	36,000円
			保険料	21,000円
			委託料	2,409,000円
			費用弁償等	24,000円
2	区民向け講演会・講習会	226,000円 (246,000円)	消耗品費	88,000円
			印刷製本費	28,000円
			諸謝金	110,000円
3	青少年向け啓発事業	1,481,000円 (1,473,000円)	消耗品費	205,000円
			印刷製本費	923,000円
			諸謝金	353,000円
4	地球温暖化対策の 調査・区民支援	706,000円 (588,000円)	消耗品費	39,000円
			印刷製本費	22,000円
			賃借料	100,000円
			委託料	545,000円
5	協議会活動事業	900,000円 (692,000円)	什器備品費	308,000円
			消耗品費	332,000円
			印刷製本費	20,000円
			手数料	20,000円
			費用弁償等	220,000円
	計	6,480,000円 (6,135,000円)		

令和 6 年度 予算書説明資料

(各事業予算は科目毎に千円未満切り上げで積算)

(単位：円)

1 収入の部 区補助金収入 6,480,000 円 (対前年度 345,000 円 5.6%の増)

2 支出の部 予算総額 6,480,000 円 (収入の部と同じ)

(1) 各種環境イベントの開催・出展 3,167,000 円 (対前年度 31,000 円 1.0%の増)

スタート！エコライフ	174,000 円
ねりま環境まなびフェスタ	2,762,000 円
練馬まつり	198,000 円
消費生活展	33,000 円

※主な 増 の理由

「ねりま環境まなびフェスタ」の会場設営委託について、事前申込制により開催していた体験型講座の会場を、当日参加できる会場として使用することで出展者の増を見込んだことによる備品類の増および価格高騰による増

(2) 区民向け講演会・講習会 226,000 円 (対前年度 △20,000 円 8.1%の減)

環境月間講演会	127,000 円
体験型講座	99,000 円

※主な 減 の理由

事業者向けの啓発事業として計上している、チラシ配布・セミナー・施設見学等に係る経費を「(4) 地球温暖化対策の調査・区民支援」に組み替えたことによる減

(3) 青少年向け啓発事業 1,481,000 円 (対前年度 8,000 円 0.5%の増)

こどもエコ・コンクール	1,181,000 円
ねりねこ☆多ねりこん vv が行く	300,000 円

※主な 増 の理由

こどもエコ・コンクールの応募作品数が増えたため、入賞者数の増を見込んだことによる消耗品費の増

(4) 地球温暖化対策の調査・区民支援 706,000 円 (対前年度 118,000 円 20.1%の増)

調査支援消耗品	39,000 円
ねり☆エコホームページ周知	545,000 円
事業者向け支援	122,000 円

※主な 増 の理由

事業者向けの啓発事業として計上している、チラシ配布・セミナー・施設見学等に係る経費を「(2) 区民向け講演会・講習会」から組み替えたことによる増

(5) 協議会活動事業 900,000 円 (対前年度 208,000 円 30.1%の増)

① 什器備品費	308,000 円
---------	-----------

地球温暖化説明用模型	
② 消耗品費	332,000 円
プリンターその他	
③ 印刷製本費	20,000 円
封筒印刷	
④ 手数料	20,000 円
振込手数料	
⑤ 費用弁償	220,000 円
委員活動費用弁償、通信回線使用料 他	

※主な 増 の理由

各種イベント等で使用する地球温暖化説明用模型の購入に伴う什器備品費の増

練馬区地球温暖化対策地域協議会規約の一部改正について

1 改正理由

練馬区は、令和 4 年 2 月、「ゼロカーボンシティ」を宣言した。これを受け、令和 5 年 9 月、2050 年までに CO₂ 排出実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して総合的な環境施策を展開するため、「練馬区環境基本計画 2023」を策定した。

当協議会も、脱炭素社会の実現に向け、区の地域における地球温暖化対策を推進することを明確に示すため、所要の改正を行う。

2 改正内容

協議会の目的に「脱炭素社会の実現に向け」という文言を追加する。(第 3 条関係)

3 施行日

令和 6 年 5 月 15 日

4 新旧対照表

議案第 5 号説明資料「練馬区地球温暖化対策地域協議会規約 新旧対照表」のとおり

5 改正後の規約全文

議案第 5 号説明資料「練馬区地球温暖化対策地域協議会規約」のとおり

練馬区地球温暖化対策地域協議会規約 新旧対照表

現 行	改正案
第 1 条 省略 第 2 条 省略 (目的) 第 3 条 協議会は、練馬区環境基本条例（平成 18 年 6 月練馬区条例第 58 号）第 9 条により練馬区（以下、「区」という。）が定める基本計画に基づき、区民、事業者、区等が相互に連携して、区の地域における地球温暖化対策を推進する。 第 7 条 } ～ } 省略 第 2 2 条 } 付 則 省略	第 1 条 同左 第 2 条 同左 (目的) 第 3 条 協議会は、練馬区環境基本条例（平成 18 年 6 月練馬区条例第 58 号）第 9 条により練馬区（以下、「区」という。）が定める基本計画に基づき、区民、事業者、区等が相互に連携して、<u>脱炭素社会の実現に向け、</u>区の地域における地球温暖化対策を推進する。 第 7 条 } ～ } 同左 第 2 2 条 } 付 則 同左 <u>付 則</u> <u>この規約は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。</u>

練馬区地球温暖化対策地域協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、練馬区地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の愛称は、ねり☆エコとする。

(設置)

第 2 条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき設置する。

(目的)

第 3 条 協議会は、練馬区環境基本条例（平成 18 年 6 月練馬区条例第 58 号）第 9 条により練馬区（以下、「区」という。）が定める基本計画に基づき、区民、事業者、区等が相互に連携して、脱炭素社会の実現に向け、区の地域における地球温暖化対策を推進する。

(事業内容)

第 4 条 協議会は、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関する情報の収集ならびに区民および事業者に対する情報の提供、啓発等に関すること。
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関する区民および事業者の取組の促進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第 5 条 協議会は、第 3 条の目的に賛同して前条の事業を行おうとする、つぎに掲げるものからなる会員をもって組織する。

- (1) 区民（区内に居住し、区内の事業所に勤務し、または区内の学校に通学する個人またはその団体をいう。）
- (2) 事業者（区内の事業所において区内の地域で事業活動を行う事業者またはそれらの事業者の団体をいう。）
- (3) 教育関係者（教育委員会、区内の学校等の練馬区における教育または生涯学習に係る公共機関をいう。）
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条第 1 項に基づく東京都地球温暖化防止活動推進センター、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社、その他区の地域における地球温暖化対策に係る公共的機関
- (5) 学識経験者
- (6) 練馬区

2 協議会は、協議会の運営のために必要と認める場合は、前項の範囲内で、総会の議決に基づき、会員となるものの条件等を定めることができる。

(入会および退会等)

第6条 前条第1項各号に掲げるものが協議会の会員になろうとするときは、協議会が定めるところにより入会申込みを行い、役員会の承認を受けなければならない。

2 会員が協議会を退会しようとするときは、当該会員は、協議会が定めるところにより退会届を提出しなければならない。

3 会員が事情により会員としての活動が困難になった場合、当該会員は協議会が定めるところにより、活動を休止することができる。なお、その後の復帰は可能なものとする。

4 第2項の規定に関わらず、協議会は、会員が事情により会員としての活動が困難になった場合であって、退会届の提出が困難と認められるときは、その定めるところにより、当該会員が退会したものとみなすことができる。

(制限事項)

第7条 会員は、地域協議会の運営および事業に関してつぎに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 政治活動または宗教活動を行うこと。
- (2) 特定の個人または団体に、不当に利益または不利益を与える行為を行うこと。
- (3) 特定の個人、団体等を誹謗中傷すること。
- (4) 個人情報等を他の者に漏洩すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか協議会の運営および事業の推進を著しく阻害する行為を行うこと。

(改善勧告等)

第8条 協議会は、会員がつぎの各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合は、総会の議決により、その者に対し改善の要望、退会の勧告、除名等の措置をとることができる。

- (1) 不正な手段により協議会に入会した場合
- (2) 第5条第1項各号に定める会員資格を喪失しているにもかかわらず退会手続をとらない場合
- (3) 前条各号の規定に該当する行為を行った場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規約、協議会が定める規定等に違反する行為を行った場合

(役員)

第9条 協議会につぎに掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 1の部会につき2名以内
- (4) 会計 2名以内

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。この場合において、会長代理となる副会長の順位は会長があらかじめ定める。
- 4 幹事は、第 15 条第 1 項に定める部会を総理するとともに、会長および副会長と協力し役員として協議会の運営に参加する。
- 5 会計は、協議会の財産および事業費に係る会計の処理を行う。

(役員の選出および解任)

第 10 条 前条の会長、副会長および会計は、会員の互選により定める。

- 2 幹事は、第 15 条第 3 項に定める部会長および副部会長を充てるものとする。
- 3 協議会は、役員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務に違反しその他役員にふさわしくない非行があったとき。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が所属する団体からの退職または所属団体内の人事異動等により、役員を辞する場合は、当該団体内の職務の後任者または当該団体が指名するものをもって後任の役員とすることができる。なお、後任の役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員の増員により新たに就任した役員の任期は、現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を行う。

(監査)

第 12 条 協議会に 2 名以内の監査を置く。

- 2 監査は、協議会の財産および事業費に係る会計の執行を監査する。
- 3 第 1 項の監査については、第 10 条第 1 項および第 3 項ならびに前条の規定を準用する。

(総会)

第 13 条 協議会の会員による総会（以下「総会」という。）は、年 1 回以上開催し、会長がこれを招集する。ただし、会員の 3 分の 1 以上の者から総会の開催の請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。

- 2 総会は、会員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。この場合において、会員が、議決権の行使を含む委任状をあらかじめ会長に提出したときは当該会員を出席したものとみなす。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会の議決権は、一会員につき一票とする。
- 5 総会の議事は、出席会員の議決権の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項については出

席会員の議決権の3分の2以上の多数による議決を要する。

6 総会は、つぎに掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画および事業報告に関すること。
- (2) 協議会の解散に関すること。
- (3) 協議会規約の廃止に関すること。
- (4) 会員の除名に関すること。
- (5) 協議会規約の改正に関すること。
- (6) 役員（幹事を除く。）および監査の選任または解任に関すること。
- (7) 部会の設置および廃止に関すること。
- (8) 協議会事業費予算の決定および決算の認定に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会の組織および運営に係わる重要事項に関すること。

（役員会）

第14条 協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第9条第1項に定める役員により構成する。
- 3 役員会は、会長がこれを招集する。
- 4 役員会は、つぎに掲げる事項について審議する。
 - (1) 本規約および総会の決定に基づく協議会の組織および運営に関すること。
 - (2) 入会の承認に関すること。
 - (3) 会員の報償に関すること。
 - (4) 総会に付すべき議案等に関すること。
 - (5) 次条に定める部会が置かれていないときの協議会の事業の企画運営に係る調整に関すること。

（部会）

第15条 協議会の事業に係る特定の事項に関して推進を図るため、総会の議決により、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する会員をもって構成する。
- 3 部会に、部会長および副部会長を置き、部会の構成員の中から会長がこれらの者を指名する。
- 4 部会長は、部会の事業の企画および実施に関して部会を総理し、副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときまたは部会長が欠けたときはこれを代理する。ただし、協議会に部会が置かれていないときは、事業の企画および実施に関する総理は会長が指名する副会長が行うものとする。

（幹事会）

第16条 幹事会は、協議会に設置された部会の部会長および副部会長で構成する。

- 2 幹事会は、部会の事業の企画運営に関して部会間の調整を行い、その結果を役員会に

報告する。

(関係者への協力要請等)

第 17 条 会長は、協議会の運営または事業の企画実施のために必要があると認めるときは、関係者に対し、総会等への出席を求めて説明もしくは意見を聴き、または資料の提供もしくは事業への協力を求めることができる。

(報償)

第 18 条 協議会は、会員の協議会の運営および事業への参加に対する報償を支払うことができるものとする。

(総会等の公開)

第 19 条 総会およびその資料は、原則として公開する。ただし、個人情報の保護を図るために必要な場合または協議会が公開することが適当でないと決定した場合は、この限りではない。

(事務局)

第 20 条 協議会の事務局は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社に置く。

(会計)

第 21 条 協議会の事業費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会の協議を経て定める。

付 則

(施行日)

1 この規約は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に練馬区地球温暖化対策地域協議会設立世話人会の推薦を受けて協議会への入会の意思を表明しているものは、第 6 条第 1 項の規定により入会の申込みを行い、役員会の承認を受けたものとみなす。

3 この規約の施行の際現に練馬区地球温暖化対策地域協議会設立世話人会が会長、副会長および会計ならびに監査として推薦し、承諾の意思を表明したものは、それぞれ第 10 条第 1 項（第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により定めた会長、副会長および会計ならびに監査とみなす。

付 則

この規約は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 25 年 5 月 17 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

付 則

この規約は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この規約は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

付 則

この規約は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

任期満了に伴う役員の選出について

練馬区地球温暖化対策地域協議会規約第10条第1項に基づき、会長、副会長および会計を下記のとおり選出する。

記

1 選出する役員

- (1) 会長
1名
- (2) 副会長
3名以内
- (3) 会計
2名以内

2 任期

令和6年5月から令和8年5月まで

任期満了に伴う監査の選出について

練馬区地球温暖化対策地域協議会規約第 12 条第 3 項に基づき、監査を下記のとおり選出する。

記

1 選出する監査

2 名以内

2 任期

令和 6 年 5 月から令和 8 年 5 月まで

